

自分に合った生活を 安心して送りたい 「第2期障害福祉計画」を策定

市の障害者福祉施策を進める上で、総合的な指針となる「第2期障害福祉計画」を策定しました。計画の概要をお知らせします。
◎しあわせ推進課障害者福祉係 44-3114



障害福祉施設の利用者による手作りパン販売の様子（市役所1階ロビー）

目的

障害者自立支援法が施行されて3年が経過。障害の種類（身体・知的・精神）に関係なく、共通の仕組みによって、共通のサービスが利用できるようになり、利用者数も制度や施設の整備などに伴って、増加しています。

この計画は、平成21～23年度の3年間の計画で、福祉施設に入所している方などが、地域で生活するための支援とともに、障害のある方



基本理念

障害のある方の自立と社会参加を推進します。

1 障害のある方の自己決定と自己選択の尊重

障害の種類、程度を問わず、障害のある方が自ら居住する場所を選択し、必要とする福祉サービス、相談支援などが受けられるようサービス提供体制の整備を進めます。

2 地域生活への移行支援や就労支援の課題に対応したサービスの整備

施設や病院を退所した方などが、地域で生活するための支援や障害のある方の一般就労などへの支援といった課題に対

主な内容

1 数値目標の見直し
第1期障害福祉計画（平成19～20年度）

の現状の把握と地域における課題などを踏まえ、第2期障害福祉計画として、福祉サービス見込量や方策を定めました。



2 施設の整備

①ケアホーム・グループホームの整備

障害のある方が病院や福祉施設などを退所して、住み慣れた地域で生活を送るための住居を整備します。

■計画に掲げた主な項目と数値目標

項目	平成19～20年度の実績	平成23年度末までの数値目標
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	6人	11人
福祉施設利用者の一般就労への移行者数	5人	8人
居宅介護などの訪問系サービスの見込量（1か月当たり）	24人、284時間 （平成21年3月実績）	30人、600時間 （平成23年度見込み）
居住支援事業所（ケアホーム・グループホームなどの増設）	—	3箇所の増設
障害児日中支援事業所（児童デイサービスの増設）	—	1箇所の増設

◎早期療育施設の整備
障害のある子どもが、将来社会的な自立ができるように、幼少のころから発達 の程度や状況に応じた支援（早期療育）を行う施設整備と仕組みづくりを進めま す。

◇第2期障害福祉計画の詳細は、市役所2階情報公開コーナーや市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）をご覧ください。